

学校いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしかからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる児童・生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童・生徒たちが意欲をもち安心して学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

令和7年7月

北海道紋別養護学校

いじめの相談窓口

本校では、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」「いじめ見逃しゼロ」という共通認識のもと、いじめのない学校作りに向けて、組織的・計画的に取り組むように努めています。

学校生活や友人関係に悩みや不安がありましたら、決して一人で抱え込まず、迷わずに学校に相談してください。担任や養護教諭など、相談者の話しやすい教員が対応します。些細なことでも結構ですので、遠慮なくご連絡ください。

相談窓口

0158-23-9275

(担任・生徒指導部)

<いじめ未然防止のための取組>

- 校内教育支援委員会
- いじめ防止対策委員会
- 教育相談支援
- いじめに関するアンケート(6月・11月)
- 警察と連携した情報教室(SNS等でのネットいじめに関して 7月)
- 人権教育
 - 互いの違いを受け入れ、相手を思いやる心を育む。
 - 自分の意見や気持ちを伝える能力や態度を育てる。
- 心と体の健康チェック
- 北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動(ネットパトロール)

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの内容

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの要因

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒の問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやし立てるなど「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性の問題等により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければならない。そのため、児童生徒の発達に段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

4 いじめの解消

いじめが解消している状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、解消している状態も一つの段階にすぎないことを認識し、注意深く観察すること。

○ いじめに係る行為が止んでいること

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※ただし、解消している状態も一つの段階にすぎないことを認識し、注意深く観察すること

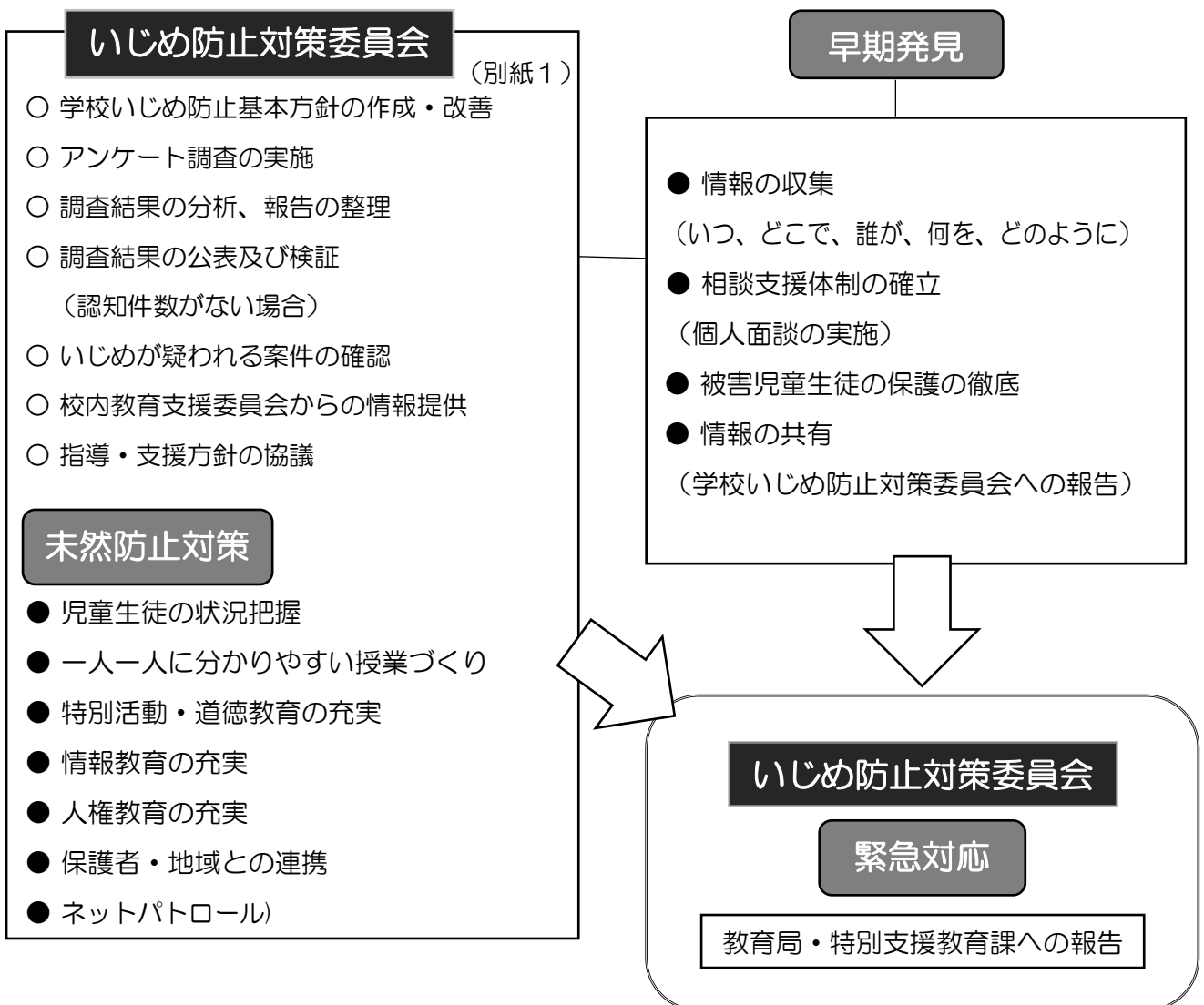
Ⅱ いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制

1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための指導体制

グランドデザイン

- 人権尊重を基盤とした多様性の理解を深める教育の推進
- 安全で安心な教育の実施
- 危機管理（いじめ、情報管理を含む）に関する体制
- 校内支援の充実によるいじめ、不登校の未然防止と戦術的対応



2 緊急時の組織対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組



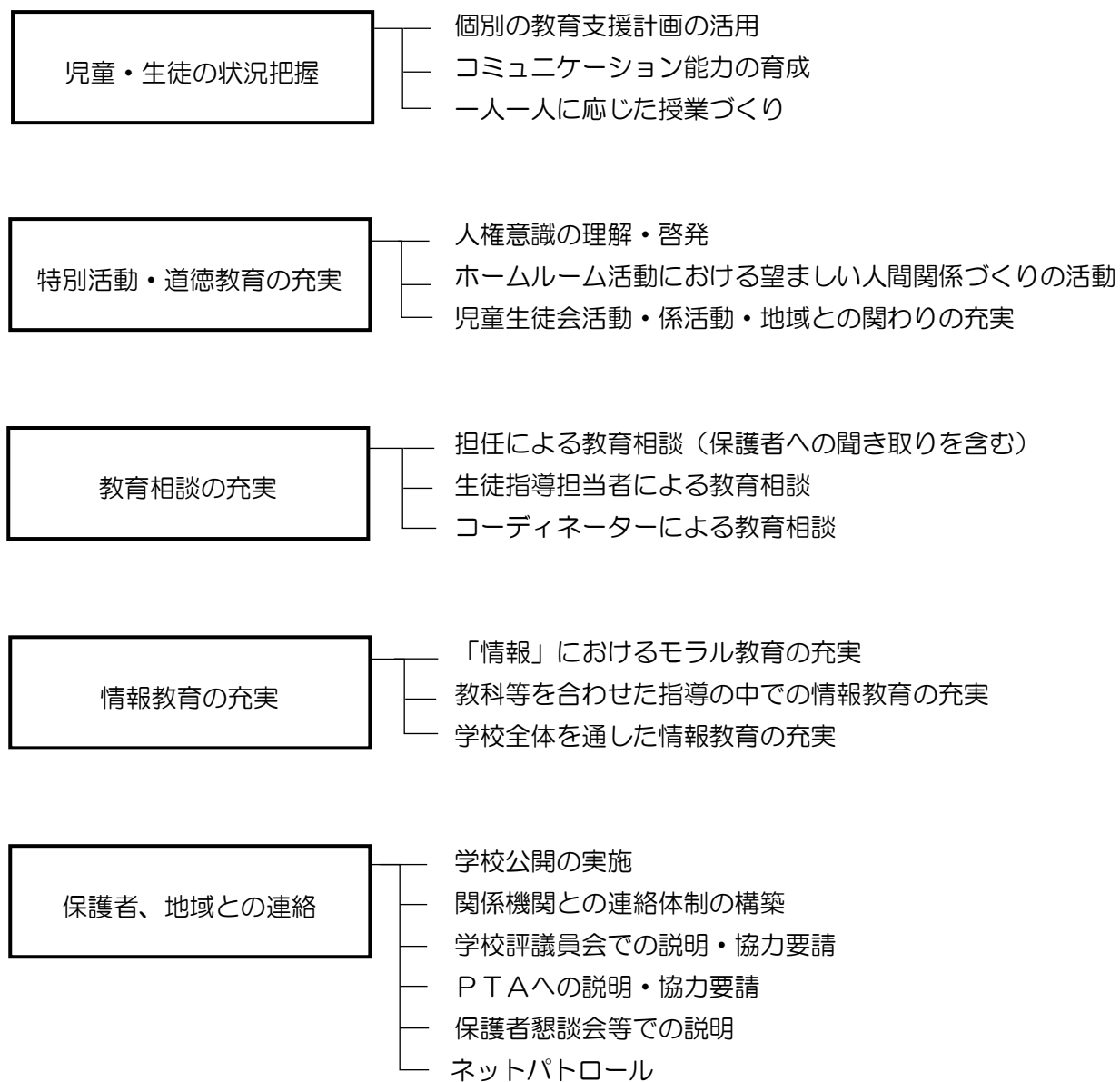
職員会議	保護者	地域	教育局	関係機関
・情報共有 ・対応策の検討 ・被害児童生徒の保護	・状況説明 ・対応方針の説明（被害者加害者双方）	・協力要請	・報告 ・指導・助言 ※北海道いじめ問題審議会	・協力体制

※いじめの認知、対処、解消までの一連の対応状況について、校長に随時報告する。

Ⅲ いじめの予防

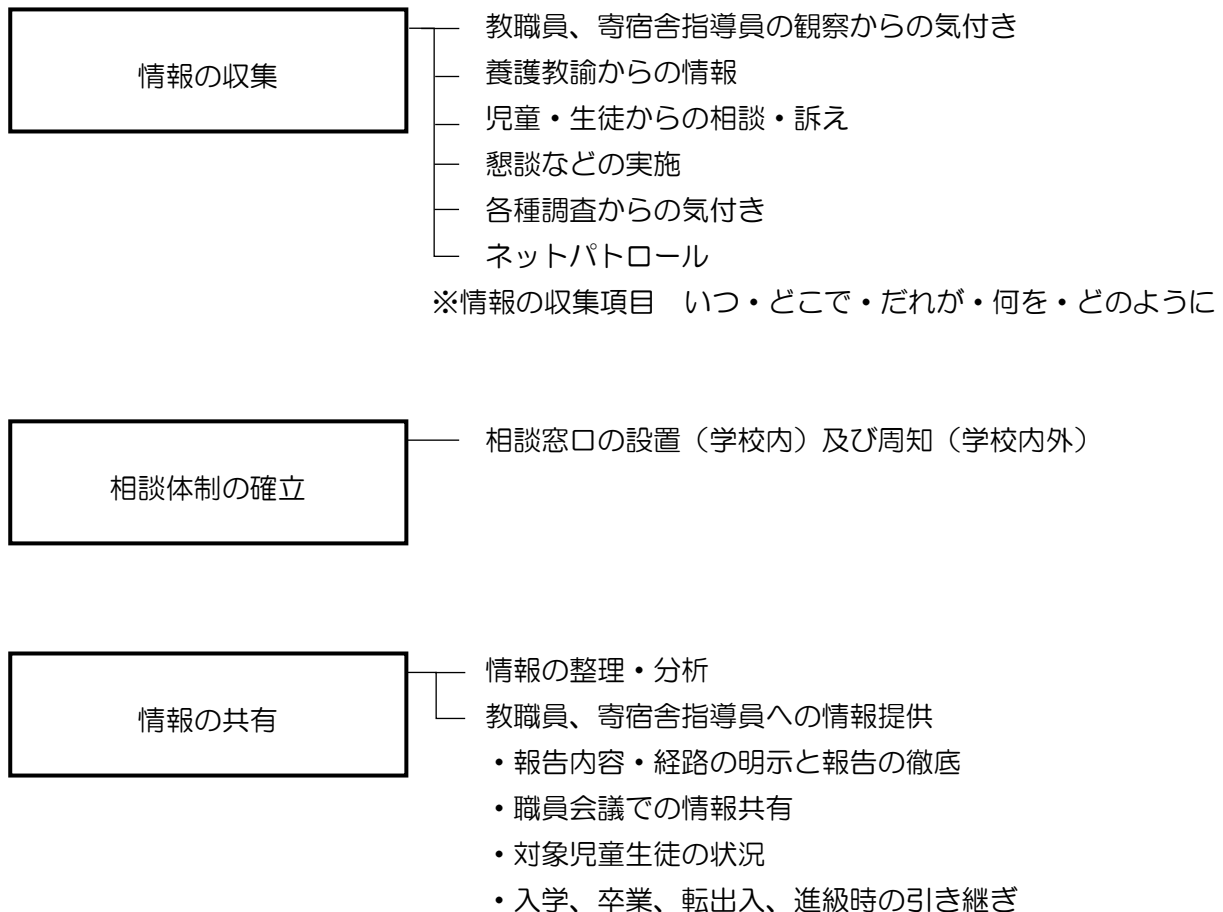
いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童・生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感および規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。



Ⅳ いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童・生徒の言動に留意するとともに、なんらかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することが重要である。



V いじめへの対応

1 児童生徒への対応

(1) いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。
- ネットパトロール
- スクールカウンセラー等による教育相談

(2) いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。
- 児童生徒が同じ過ちを繰り返さないよう継続的に見守り支援する。

2 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり（観衆）、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団（傍観者）に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 一人一人に分かりやすい授業づくりを進める。
- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感・自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

(1) いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーション、家庭的な雰囲気づくりを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整を行う場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取る。
- 寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整
- スクールカウンセラー等の派遣要請

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携（学校医等）

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への

- フィルタリングへの協力
- 保護者による情報端末使用時の見守り
- 情報モラルについての啓発資料の配付

イ 情報教育の充実

- 「情報」に係る学習時における情報モラル教育の充実
- 「総合的な学習の時間」及び「総合的な探求の時間」による情報モラル教育の充実
- 学級活動等における情報モラル教育の充実
- 警察との連携によるインターネット上のトラブル防止教室の実施

ウ 教職員の研修

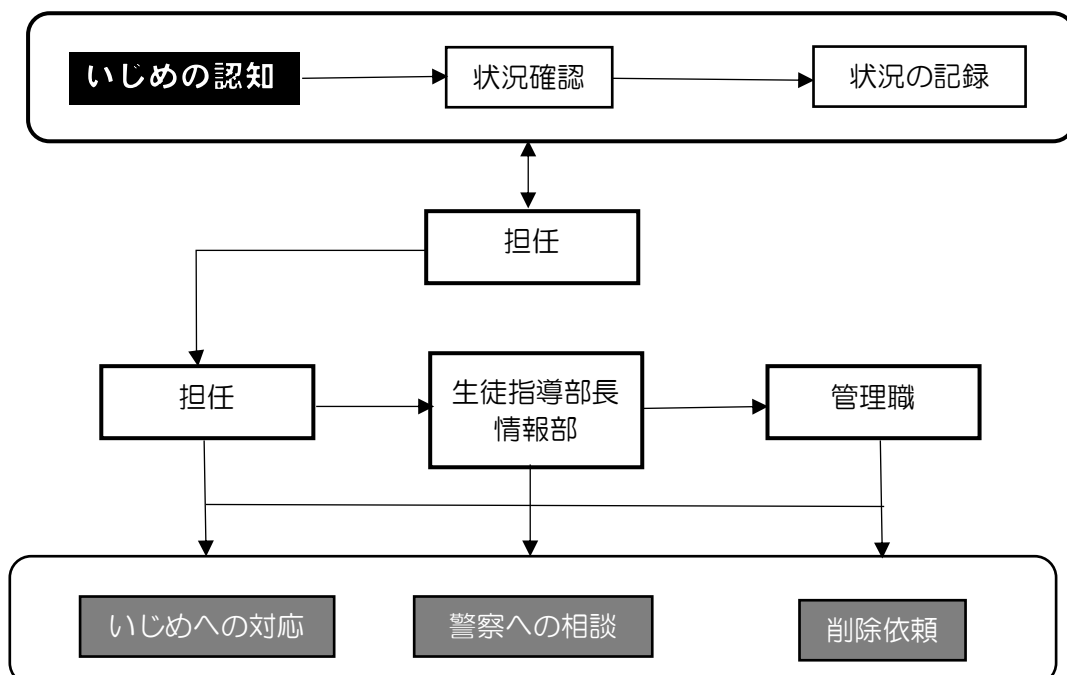
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



Ⅵ 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の商品を奪い取られた場合

(2) 児童・生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査協力

○児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

○学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（北海道いじめ問題審議会）に報告する。

Ⅶ その他

1 「教育相談体制」「生徒指導体制」体制について

○まずは学級担任・各学部で相談を受け、その後はいじめ防止対策委員会を開いて対応を行う。

2 校内研修について

○職員会議等でいじめ防止基本方針及び「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」を周知することで校内研修とし、いじめ対応について共通理解を図ることとする。

3 点検・見直し

○北海道教育委員会から出される北海道いじめ防止基本方針を基に、その都度点検・見直しを行う。

平成26年9月29日 施行

平成30年12月 一部改訂

令和3年8月 一部改訂

令和5年8月 一部改訂

令和5年12月 一部改訂

令和6年4月 一部改訂

令和7年7月 一部改訂